

## 「とくしま目安箱 優秀提言」表彰に関する要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、知事が行う「とくしま目安箱 優秀提言」表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第2条 この表彰は、「とくしま目安箱」に投稿された意見・提言（以下「提言等」という。）のうち、県政の推進に役立つ優れた提言等を表彰し、広く紹介することにより、県民の県政への関心を高めるとともに、多くの建設的な提言等を募り、県政の発展を図ることを目的とする。

### （表彰）

第3条 表彰は、毎年度1回、「優秀提言」の投稿者に対して、表彰状を授与して行う。  
2 表彰の部門は、次のとおりとし、原則として、各部門において「優秀提言」1件とする。

- （1）一般部門
- （2）若者部門（40歳未満）

### （表彰の対象）

第4条 表彰の対象は、表彰を行う年度の前年度4月1日から3月末までに「とくしま目安箱」に投稿された提言等とする。ただし、投稿者が匿名又は投稿者の連絡先が不明である場合及び投稿者が提言等の表彰を希望していない場合は対象外とする。

### （決定）

第5条 「優秀提言」は、県政運営評価戦略会議において審査し、その候補を選考の上、知事が決定するものとする。

### （選考の基準）

第6条 選考に当たっては、以下の項目について審査するものとする。

- （1）有効性 県政の推進に資するものであること
- （2）必要性 社会的なニーズがあること
- （3）実現可能性 将来にわたり実現可能性があること

### （その他）

第7条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、平成25年7月16日から施行する。

この要綱は、平成30年6月27日から施行する。

この要綱は、平成30年11月19日から施行する。

この要綱は、令和2年3月31日から施行する。

ただし、令和2年度の表彰の対象は、表彰を行う年度の前年度7月1日から3月末までに「とくしま目安箱」に投稿された提言等とする。